

学校法人松田学園

プライバシーポリシー

(定義)

第1条 このプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」という。）において使用する用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に依るほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。当施設においては、園児、保護者、卒園児、役員、職員（正職員、臨時職員、パート、アルバイト、インターンシップ、学生等を含む。以下同じ。）、および採用応募者等に関する、次に掲げる情報等（写真、動画、音声、および電子データを含む）を指す。

- ・ イ 園児の氏名、生年月日、住所、性別、顔写真、クラス名、登降園記録
- ・ ロ 保護者および緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、勤務先、家族構成
- ・ ハ 連絡帳、日誌、児童票、発達記録等の保育・教育の過程で記録される一切の情報
- ・ ニ 保育料等の引き落とし口座や支払状況に関する金融情報

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。当施設においては、次に掲げる機微な情報を指す。

- ・ イ 園児のアレルギー情報、既往歴、健康診断結果、予防接種の記録、身体測定データ
- ・ ロ 自治体や専門機関から発行される支給認定証、療育手帳、診断書等の内容
- ・ ハ 職員の健康診断結果、ストレスチェック結果、および**特定性犯罪事実確認（日本版 DBS）に係る照会結果および手続きに関する情報**

(3) 特定個人情報等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する「個人番号（マイナンバー）」および個人番号をその内容に含む個人情報をいう。当施設においては、職員、源泉徴収等の手続きに必要な外部有識者等のマイナンバーを指す。

(4) 保有個人データ

当施設が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）をいう。

第2条 当施設は、園児の園生活の様子や教育・保育活動の成果を広く社会に発信し、また保護者間の交流や施設運営への理解を深めることを目的として、施設ウェブサイト（ホームページ）、公式ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ブログ、およびパンフレット等の広報媒体（以下「広報媒体

等」という。)に、園児の日常、行事等の写真、動画または音声(以下「写真等」という。)を掲載することがある。

2 前項の広報媒体等への写真等の掲載にあたっては、あらかじめ保護者から書面「重要事項説明に関する同意書」を取得するものとする。

3 当施設は、写真等を広報媒体等に掲載する際、園児の安全に最大限配慮し、個人の特定や名誉・プライバシーの侵害につながらないように、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 写真等に園児の氏名(フルネーム)、住所、生年月日等の個人情報を原則として併記しないこと。
- (2) 園児の衣服の乱れ、名札の文字、その他第三者に悪用されるおそれのある情報が映り込まないように、必要に応じて画像の加工(ぼかし、モザイク等)を行うこと。
- (3) 保護者から掲載取り下げの申し出があった場合は、速やかに該当する写真等を削除または適切な加工を行うこと。

(個人情報の第三者提供および関係機関との連携)

第3条 当施設は、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しない。ただし、個人情報保護法第27条第1項各号に該当する場合、および次に掲げる場合は、児童福祉および安全確保の観点から、例外として保護者の同意を得ずに必要最小限の個人情報・要配慮個人情報を関係機関に提供することがある。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき、児童虐待の疑いがあると認められる園児の安全確認や保護のため、児童相談所、福祉事務所、警察等の関係機関に通告または情報提供を行う場合。
- (2) 園児の命、身体または財産の保護のために緊急の必要があり、かつ保護者の同意を得ることが困難である場合(緊急搬送時の医療機関への情報提供、災害時の避難連絡等)。
- (3) 子ども・子育て支援法、児童福祉法その他法令に基づく、所管自治体(都道府県および市区町村)による指導監査、調査、または要保護児童対策地域協議会(要対協)等における実務的な連携において、情報の共有が必要不可欠であると認められる場合。